

# 教務規定

## 1 履修の認定

- ① 教科・科目および総合的な探究の時間については、次の各項をすべて満たす者に対して原則として履修を認定する。
  - (イ) 出席時間数が、出席しなければならない時間数の5分の4以上であること。
  - (ロ) 学習の意欲・関心・態度が満足できると認められること。
- ② 特別活動については、前項に準じ、かつその成果が目標からみて満足できると認められる者に対して履修を認定する。
- ③ 調理科の専門科目に関しては調理師養成施設指導要領および調理師養成施設指導ガイドラインによる。

## 2 学習成績の評価・評定

- ① 教科・科目の学習評価については、各教科担当者の共通理解を図り、協力して組織的に行うこと。
- ② 教科・科目の学習成績は学期毎に考査及び平素の学習活動を勘案して、総合的に評価する。各学期の評価をもとにして、学年の成績を評定する。
- ③ 教科・科目の各学期、学年の評価は100点法で行い、学年評定においては5段階法で行う。

5段階法	5	4	3	2	1
100点法	100～80	79～65	64～45	44～30	29～0

- ④ 特別活動および総合的な探究の時間については、数値的な評価、評定は行わない。

## 3 単位の修得の認定

- ① 単位の修得の認定は学年毎に行う。
- ② 教科・科目の履修が認定され、かつ学年評定が2以上であるときは、その単位の修得を認定する。
- ③ 欠課時数が授業時数の5分の1を超える科目に対してはその単位を認定しない。ただし、特別の場合は、判定会議にはかって認定することができる。
- ④ 各学年の不認定の科目数が3科目以内または単位数が9単位以内の者については、願い出により追指導を受けることができる。
- ⑤ 特別活動および総合的な探究の時間については、出席時数、参加状況、及び活動状況等により認定する。出席時数は教科・科目に準ずる。

## 4 進級の認定

- ① 学校の定める教育課程の各学年に配当された教科・科目を履修し、その成果が満足できるものと認められた者については進級を認定する。
- ② 下記の各項のいずれかに該当する者は進級を認めない。
  - (イ) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1以上の者
  - (ロ) 不認定の科目が4科目以上または単位数が10単位以上の者
  - (ハ) 3月現在における休学者(ニ) その他の事由により進級することが不適当と認められた者  
ただし、校長は事情により判定会議にはかり、進級を認めることができる。
- ③ 原級に留置した者の該当学年で認定された単位は全部取消しとなる。

## 5 卒業の認定

- ① 学校の定める教育課程の全教科・科目を履修し、全単位修得した者について卒業を認定する。
- ② 下記の各項のいずれかに該当する者は卒業を認めない。
  - (イ) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1以上の者
  - (ロ) 不認定の科目が4科目以上または単位数が10単位以上の者
  - (ハ) 3月現在における休学者
  - (ニ) その他の事由により卒業することが不適当と認められた者ただし、校長は事情により判定会議にはかり、卒業を認めることができる。

## 6 皆勤賞

皆勤賞は1ケ年間または3ケ年間、無欠席の者に与えられ、学年ごとに表彰する。ただし、1ケ年間の遅刻早退数は5回以内とする。

## 7 精勤賞

精勤賞は3ケ年間の欠席が3日以内の者に与えられ、表彰する。ただし、1ケ年間の遅刻早退数は5回以内とする。

## 8 考査実施について

- ① 年間考査予定に従い、各教科・科目にわたって実施することを原則とする。
- ② 出席扱いならびに忌引き、出席停止によって考査を欠席した生徒は、追考査を受けることができる。
- ③ 考査時間は原則として50分を単位とする。

## 9 特別活動について

特別活動とは次に該当するものをいう。

- (イ) ロングホームルーム活動
- (ロ) 生徒会活動
- (ハ) 学校行事

## 10 遅刻・早退に関する規定

- ① 遅刻・早退とは次に該当するものをいう。
  - (イ) 遅刻・・・学校の定める始業時間までに登校し、教室に入室する。これに遅れた場合、遅刻とする。
  - (ロ) 早退・・・学校の定める終業時間以前に下校した場合、これを早退とする。
- ② 遅刻・早退は年間20回を限度とし、これを超えた生徒については、学年末進級(卒業)判定会議において審議の対象とする。

## 11 教科の出欠に関する規定

- ① 欠課・遅刻・早退とは、次に該当するものをいう。
  - (イ) 欠課・・・授業時間に出席しなかったもの。
  - (ロ) 遅刻・・・出欠をとり終わった以後に出席したもの。ただし、20分経過した遅刻は欠課とする。
  - (ハ) 早退・・・授業の途中から欠課したもの。ただし、授業開始後20分未満に早退した場合は欠課とする。

- ② 各教科の遅刻早退は教科担任で処理し、3回をもって1時間の欠課とし、欠課時数の集計を行う。
- ③ 体育授業の見学の場合は、3回の見学で1回の欠課とする。ただし、身体的理由等により医療機関の診断書等のある場合は、この限りではない。

#### 1.2 出席扱いに関する規定

下記の者は出席扱いとする。

- (イ) 学校を代表して試合その他に参加する場合。
- (ロ) 就職・進学等の受験（資格試験を含む）およびこれに準ずるもので、学校長が許可した者。
- (ハ) 交通機関の事故、自然災害等やむをえない理由で欠席した場合。
- (二) その他校長が認めた場合。

#### 1.3 出欠について

- ① 次の場合は出席すべき日数から除外する。
  - (イ) 学校保健安全法の規定による出席停止。この場合、医師の診断書を提出しなければならない。

- (ロ) 忌引きによる欠席

忌引き日数	父 母	7日以内
	祖父母、兄弟姉妹	3日以内
	伯叔父母、同居家族	1日以内
	その他の血族、姻族	1日以内

ただし、葬儀等の場所が遠方の場合、校長の判断により往復に要する日数を考慮することもある。

- ② 「出席しなければならない日数」は授業日数から出席停止、忌引きの日数を差し引いた日数とする。

#### 1.4 授業時間について

### 生活時間

	学校生活時間
SHR・朝学習	8:30～ 8:50
0限	8:00～ 8:50
1限	9:00～ 9:50
2限	10:00～10:50
3限	11:00～11:50
4限	12:00～12:50
昼休憩	12:50～13:35
5限	13:35～14:25
6限	14:35～15:25
SHR・清掃	15:25～

※ただし、0限は特別進学コースのみとする。

15 調理科 調理師免許取得について

① 調理師免許取得

調理師免許取得に必要な専門科目の時間数、成績の基準を満たさなければ免許を取得できないものとし、調理師養成施設指導要領および調理師養成施設指導ガイドラインに則る。

② 専門科目

調理 食品 栄養 食文化 食品衛生 公衆衛生（衛生法規を含む） 総合調理実習  
以上の科目を欠席した場合は補充する。筆記テストで60点未満をとった場合および実技テスト不合格の場合は追指導を実施する。

附則

1. この規定は、昭和40年7月より実施する。
1. この規定は、昭和45年2月20日より施行する。
1. この規定は、昭和59年4月1日より改正、施行する。
1. この規定は、平成4年9月2日に改正し、平成4年4月1日より施行する。
1. この規定は、平成17年4月1日に改正し、平成17年4月1日より施行する。
1. この規定は、平成17年7月21日に改定し、平成17年7月21日より施行する。
1. この規定は、平成29年6月26日に改正し、平成29年6月27日より適用する。
1. この規定は、令和5年3月20日に改正し、令和2年4月1日から施行する。
1. この規定は、令和5年3月20日に改正し、令和3年4月1日から施行する。